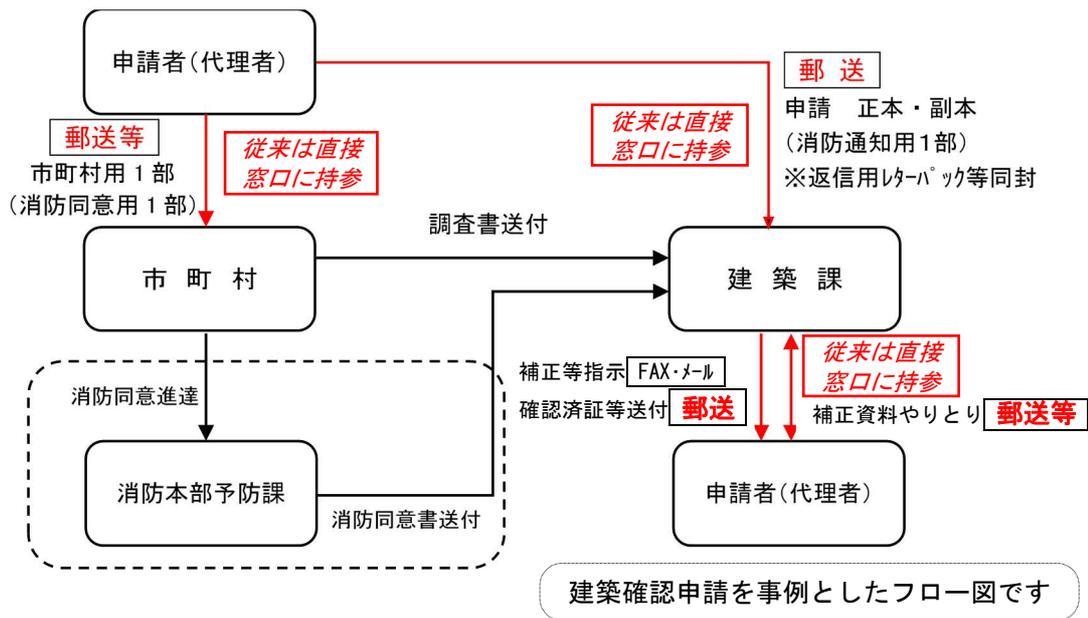




新型コロナウイルス感染症予防に配慮して、建築関連業務の申請書等提出は郵送をお願いします

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」対象地域が、長野県を含む全国に拡大されたことを受け、諏訪建設事務所管内の建築関連業務^(※)に係る申請書等提出を、以下のとおりにしますのでご協力をお願いします。

- 開始時期 令和2年4月20日(月) 当課及び市町村窓口提出分から
- 適用期間 「緊急事態宣言」の期間は5月6日までですが、状況を勘案して当該取扱いは当面の間、継続するものとします。
- 取扱い概要 従来は申請書等の提出は、原則直接窓口持参によるものでしたが、対面によるやりとり避けるため、郵送方法を主とします。(以下フロー図による)



※ 建築関連業務とは、確認申請、開発許可申請、長期優良住宅認定申請、福祉のまちづくり条例届出、完了検査・中間検査申請、定期調査報告及び省エネ法届出に係る業務となりますが、詳細は別紙を参照してください。

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中



[長野県は「SDGs未来都市」です]

〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10
 長野県諏訪建設事務所 建築課
 課長：米倉 雅博 担当：上野 徹
 電話：0266-57-2923(直通)
 FAX：0266-57-2954
 Email：suwaken-kenchiku@pref.nagano.lg.jp

新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査業務等の実施について

令和2年（2020年）4月17日
長野県諏訪建設事務所建築課

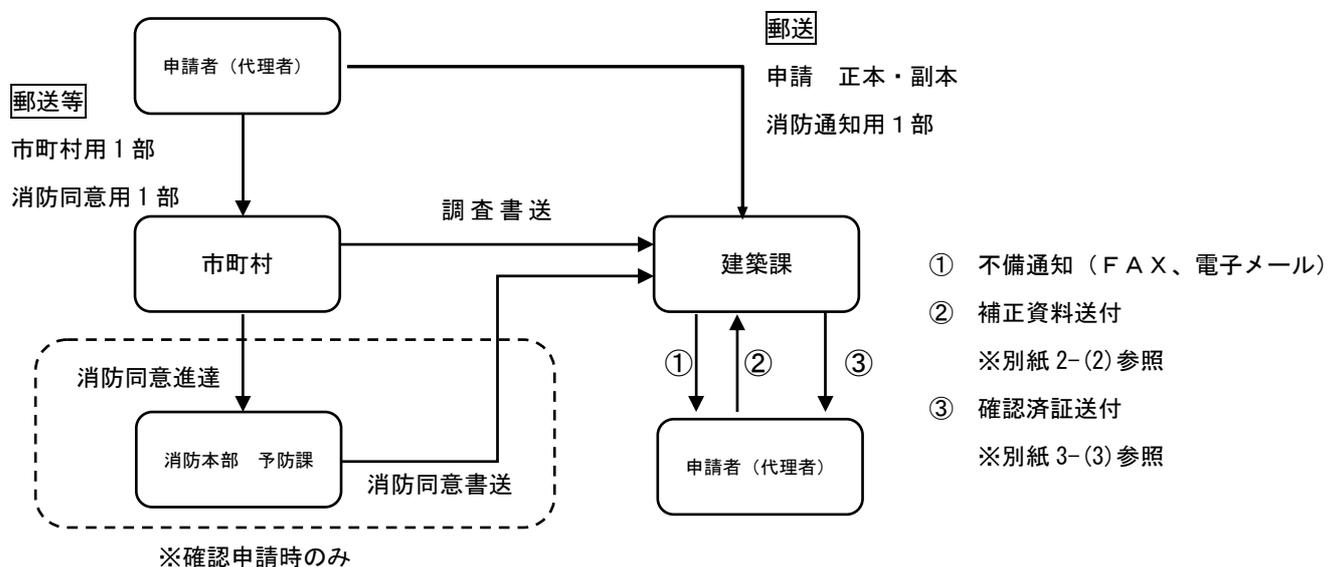
新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」対象地域が、長野県を含む全国に拡大されたことを受け、諏訪建設事務所管内の市町村窓口経由を要請している標記業務等に係る申請の取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、趣旨をご理解のうえご協力いただきますようお願いいたします。これについては令和2年4月20日より実施させていただきます。

記

1 共通注意事項

- (1) 標記業務等とは確認申請、開発許可申請、長期優良住宅認定申請、福祉のまちづくり条例届出、完了検査・中間検査申請、定期調査報告、省エネ法届出を言い、詳細は別紙を参照してください。
- (2) 申請、訂正及び副本等の受取は原則郵送での対応とし、窓口対応は当面行わないこととします。
- (3) 郵送の際には事前に郵送する旨を当課及び各市町村窓口にて電話等でご連絡ください。
- (4) 申請時には副本等の受取に足りる返信用配達手段を同封のうえ送付してください。
- (5) 各申請書類等は信書となりますのでレターパック等による適切な郵便方法を利用するとともに、配達状況の追跡が可能な手段の利用をお勧めします。（返信用も同様としてください。）
- (6) 窓口対応が必要とする場合は建築課長までご連絡ください。個別事情により検討させていただきます。また、県庁許可申請等につきましては、当該取扱いに抛らないこととします。

2 申請等フロー図



新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査業務等の実施について

令和2年（2020年）4月17日
長野県諏訪建設事務所建築課

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」対象地域が、長野県を含む全国に拡大されたことを受け、諏訪建設事務所管内の市町村窓口経由を要請している標記業務等に係る申請の取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、趣旨をご理解のうえご協力いただきますようお願いいたします。これについては令和2年4月20日より実施させていただきます。

記

1 共通注意事項

- (1) 標記業務等とは確認申請、開発許可申請、長期優良住宅認定申請、福祉のまちづくり条例届出、完了検査・中間検査申請、定期調査報告、省エネ法届出を言い、詳細は別紙を参照してください。
- (2) 申請、訂正及び副本等の受取は原則郵送での対応とし、窓口対応は当面行わないこととします。
- (3) 郵送の際には事前に郵送する旨を当課及び各市町村窓口にて電話等で必ずご連絡ください。
- (4) 申請時には副本等の受取に足りる返信用配達手段を同封のうえ送付してください。
- (5) 各申請書類等は信書となりますのでレターパック等による適切な郵便方法を利用するとともに、配達状況の追跡が可能な手段の利用をお勧めします。（返信用も同様としてください。）
- (6) 窓口対応が必要とする場合は建築課長までご連絡ください。個別事情により検討させていただきます。また、県庁許可申請等につきましては、当該取扱いに拠らないこととします。

2 市町村の調査書、意見書が必要となる申請について

確認申請、開発許可申請、長期優良住宅認定申請、景観法届出、福祉のまちづくり条例届出等

別添 申請フロー1 参照

(1) 郵送による申請書類等の受付について

- ・申請書類等（関係する許可、届出含む。以下同じ。）の提出にあたっては、当課に正・副1部ずつ（消防通知が必要な場合は消防通知用1部追加）を郵送し、市町村に1部（消防同意が必要な場合は消防同意用1部追加）を提出する。

※市町村への提出手段については各市町村窓口へご相談ください。特に諏訪市は照明手数料等の取扱いがありますのでご注意ください。

- ・長野県収入証紙で手数料が必要な申請は必ず手数料を貼付けして送付してください。

長野県収入証紙売捌き所

<httpst://www.pref.nagano.lg.jp/kaikei/kurashi/kenze/shoshi/urisabaki/syoushi.html>

- ・長野県収入証紙の購入が難しい方はご相談ください。
- ・申請時には返信用配達手段（追跡可能な手段の利用が望ましい）を同封してください。
- ・受付日は当課に申請書、市町村調査書が揃った時点となります。

(2) 申請書類等の補正について

- ・審査に係るやり取りは極力、電話、メール等を活用して窓口対応をご遠慮ください。
- ・審査の結果はFAX、電子メール等で通知します。
- ・審査の結果、補正が必要になった場合は、補正方法を電話、メール等を活用して打合せしてください。
- ・補正資料への差替えが必要になった場合は、補正用資料を郵送してください。
- ・補正箇所が複雑な場合は、申請時の返信用配達手段を使って不備通知と申請書類等を申請者（代理人）に返送します。
- ・返送された申請書類等を補正してください。
- ・不備補正後は返信用配達手段（追跡可能な手段の利用が望ましい）を同封して当課へ郵送で送付してください。

(3) 副本の受取について

- ・副本は申請時（補正時）に同封された返信用配達手段で返送します。
- ・副本の発送記録をもって受領とします。

3 市町村の調査書、意見書が不要な申請について

完了検査・中間検査申請、定期調査報告、省エネ法届出等

別添 申請フロー2 参照

(1) 郵送による申請書類等の受付について

- ・申請書類等（関係する許可、届出含む。以下同じ。）の提出にあたっては、当課に正・副2部（完了検査・中間検査申請の際は1部）を郵送で送付する。
- ・長野県収入証紙で手数料が必要な申請は必ず手数料を貼付けして送付してください。

長野県収入証紙売捌き所

<httpst://www.pref.nagano.lg.jp/kaikei/kurashi/kenze/shoshi/urisabaki/syoushi.html>

- ・長野県収入証紙の購入が難しい方はご相談ください。
- ・申請時には返信用配達手段（追跡可能な手段の利用が望ましい）を同封してください。

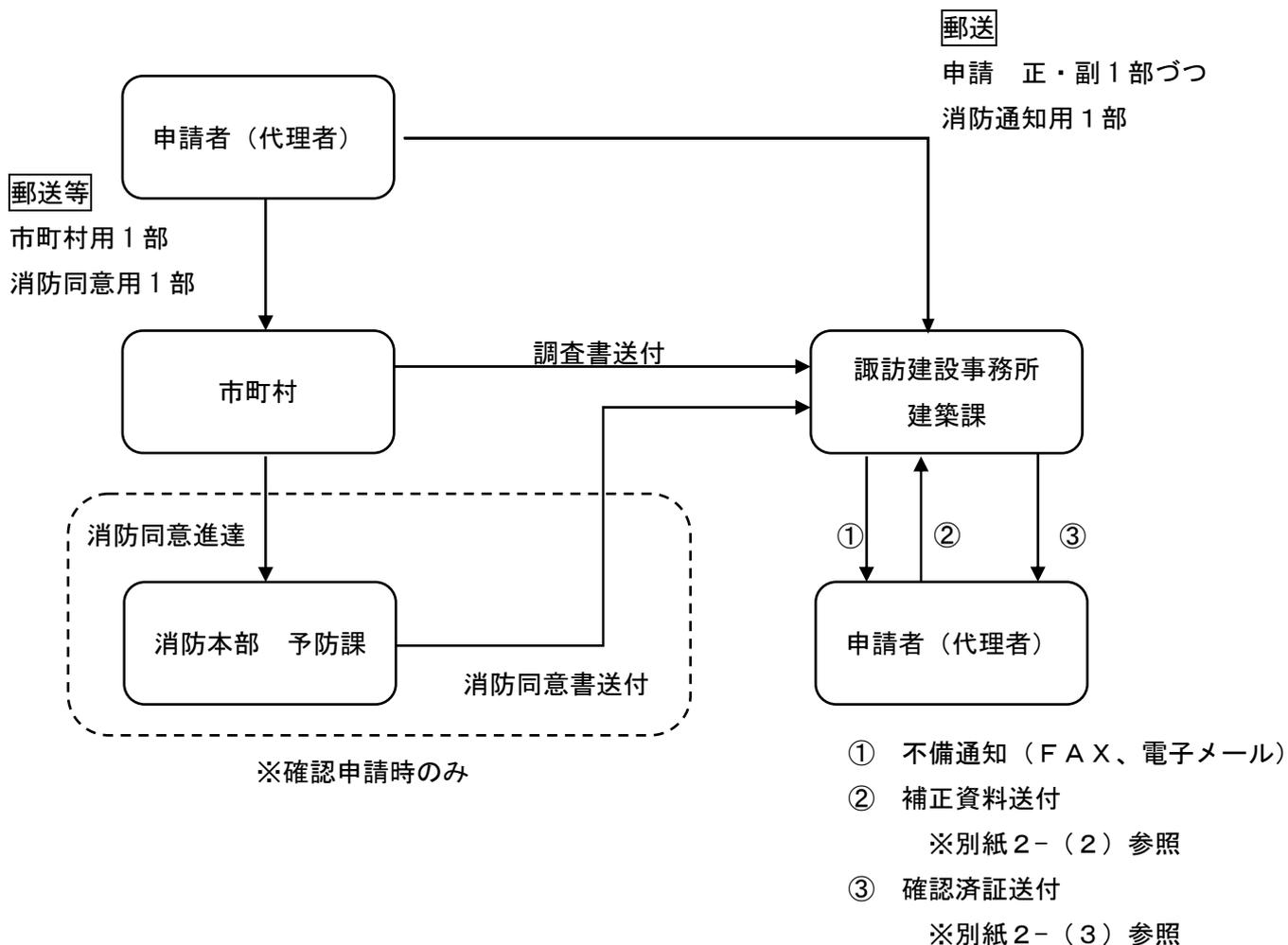
(2) 申請書類等の訂正について

- ・ 審査に係るやり取りは極力、電話、メール等を活用して窓口対応をご遠慮ください。
- ・ 審査の結果はF A X、電子メール等で通知します。
- ・ 審査の結果、補正が必要になった場合は、補正方法を電話、メール等を活用して打合せしてください。
- ・ 補正資料への差替えが必要になった場合は、補正用資料を郵送してください。
- ・ 補正箇所が複雑な場合は、申請時の返信用配達手段を使って不備通知と申請書類等を申請者（代理人）に返送します。
- ・ 返送された申請書類等を補正してください。
- ・ 不備補正後は返信用配達手段（追跡可能な手段の利用が望ましい）を同封して当課へ郵送で送付してください。
- ・ 完了検査・中間検査で不備があった場合は不備通知をF A X、電子メール等で通知します。
- ・ 完了検査・中間検査の不備訂正は極力、電話、メール等を活用して窓口対応をご遠慮ください。

(3) 副本（検査済証）の受取について

- ・ 副本（検査済証）は申請時（補正時）に同封された返信用配達手段で返送します。
- ・ 副本（検査済証）の発送記録をもって受領とします。

申請等フロー 1



申請フロー 2

